(4)　一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

イ　十三対一入院基本料に係る届出を行った病棟であること。

ロ　当該加算を算定する患者について測定した一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の結果に基づき、当該病棟における当該看護必要度の評価を行っていること。

(5)　専門病院入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者（退院日に専門病院入院基本料を算定するものに限る。）に占める、午前中に退院するものの割合が九割以上である保険医療機関

(6)　専門病院入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣が定める患者

次のいずれにも該当する患者

イ　当該病棟に三十日を超えて入院している者

ロ　午前中に退院する者

ハ　当該退院日において、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行っていない者

ニ　退院調整加算又は新生児特定集中治療室退院調整加算を算定していない者

(7)　専門病院入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟に入院する患者（入院日に専門病院入院基本料を算定するものに限る。）に占める金曜日に入院するものの割合と、当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者（退院日に専門病院入院基本料を算定するものに限る。）に占める月曜日に退院するものの割合の合計が十分の四以上である保険医療機関

(8)　専門病院入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟に金曜日に入院する患者に係る入院日の翌日及び翌々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）並びに当該病棟を月曜日に退院する患者に係る退院日の前日及び前々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）

(9)　ＡＤＬ維持向上等体制加算の施設基準

イ　入院中の患者に対して、ＡＤＬの維持、向上等に資する十分な体制が整備されていること。

ロ　当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。

七　障害者施設等入院基本料の施設基準等

(1)　通則

障害者施設等一般病棟は、次のいずれかに該当する病棟であること。

イ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）又は同法第六条の二に規定する指定医療機関に係る一般病棟であること。

ロ　次のいずれにも該当する一般病棟であること。

①　重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の⑴において同じ。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の⑴並びに第九の八の⑴及び十二の⑴のイにおいて同じ。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を概ね七割以上入院させている病棟であること。

②　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。

(2)　障害者施設等入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　七対一入院基本料の施設基準

①　⑴のイに該当する病棟であって、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　当該病棟の入院患者のうち、第八の十の⑵に規定する超重症の状態の患者との合計が三割以上であること。

ロ　十対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ハ　十三対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ　十五対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

(3)　障害者施設等病棟入院基本料の注2ただし書に規定する厚生労働大臣が定めるもの

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(4)　障害者施設等病棟入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算、療養病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

(5)　障害者施設等病棟入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある患者

別表第四に掲げる患者

(6)　特定入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びに含まれない薬剤及び注射薬

特定入院基本料を算定する患者に対して行った別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

第六　診療所の入院基本料の施設基準等

一　通則

(1)　診療所であること。

(2)　当該保険医療機関を単位として看護を行うものであること。

(3)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものとする。

(4)　現に看護に従事している看護職員の数を当該診療所内の見やすい場所に掲示していること。